

弁理士は小学校に戻ろう



日本弁理士会副会長 伊藤 高英

はじめに

本年度の日本弁理士会の会務もほぼ道半ばとなりましたので、ここに会務のご報告をいたします。

小学校に戻ろう

日本弁理士会の広報センターにおきましては、弁理士各自にも利用していただける新しい広報資料を鋭意企画作成中であります。具体的には、小学校高学年（中学低学年を含む）を主たる対象として知的財産に関するポスターを企画作成しております。このポスターは1年3学期の各学期毎に発行することを目指しております。このポスターの第1号は本年11月末に発行予定であります。発行の暁には、全国の小学校、中学校および教育委員会に発送しますとともに、日本弁理士会の全会員に対しても発送いたします。そこで各会員におかれましては、それぞれが広報委員に自発的に就任していただきまして、各自の環境に合わせまして、ご自身の卒業された母校の小学校や子孫の通学される小学校に戻られて、知財ワールドの存在をご紹介いただきたいと存じます。

この小学校に戻ろうの企画には、次のような企画理由があります。

- 1 本企画は、知財大綱にうたわれている、若い世代への知財マインドの啓発を実現する1手段であります。更に、今回の法改正の国会審議の中にも若い世代への知財マインドの啓発教育の必要性があるとのご意見がありましたので、これにも応える手段となります。
- 2 日本弁理士会の社会貢献の1施策であり、日本の津々浦々の全小中学校および教育委員会に行き渡るポスター配布となり、外部の方々にも具体的に目で見えて把握していただける効果を持ってい

ます。

- 3 日本弁理士会からの情報が各学期ごとに配布されることにより、若い世代の心の中に無形の日本弁理士会をイメージしていただける可能性を秘めています。
- 4 文部科学省および特許庁に対しても働きかけて、ご支援をいただき、国の知財教育施策の1つとすることが可能であります。

会務の早期実行

新弁理士法においては、例規設置および常議員会設置の委員会を除き、全委員会を正副会長会において設置できるので（会則101条1項）、委員会委員の4月1日選任と公募を行いました。各副会長は自らの実現したいテーマを、担当する委員会に諮問したり審議依頼等することにより実現に向けて努力しております。また、予算の常議員会先議規定がないので（会則78条1項）、総会の早期開催を図り、総会マターとなっている各種会務の早期開始を図りました。これにより新弁理士法下による会務の早期かつ円滑な開始が実現できました。

火曜フォーラム

日本弁理士会には、多種多様で、重要で、緊急性もあるような情報が、特許庁をはじめとする官庁、政府機関の委員や外交会議への参加者等からなる会員たる弁理士、国内外の他団体等からなる各種の経路を通して寄せられて来ます。これらの情報を日本弁理士会の本部にとどめることなく、会員同士で共有すべき情報を face to face でタイムリーに情報交換するために、火曜フォーラムを開催することにいたしました。毎週火曜日午前11時から12時まで、弁

理士会館の3階会議室において火曜フォーラムを開催いたしますので、テーマを日本弁理士会電子フォーラムにおいてご確認のうえ、ご参加願います。

研修活動について

本年度の研修所を担当することになりましたので、報告とお願いを申し上げます。

1 能力担保研修

能力担保研修は特定侵害訴訟代理を行うためには必修であり、弁理士全員が受講すべきであると考えます。本能力担保研修の企画および準備が特許庁、弁護士および発明協会の多大なるご尽力により着々と進められています。ご尽力をいただいている皆様方に対して、本紙面をお借りして、日本弁理士クラブの皆様とともに謝意を表明したいと存じます。能力担保研修は、平成15年5月中旬頃より9月下旬までに隔週毎に開催され、その後10月中旬以後に確認試験が行われる予定であります。本年7月1日締め切りの能力担保研修に関するアンケート結果によれば、1,350名超の方々が平成15年度の能力担保研修の受講を希望されています。この希望者数は、現在の日本弁理士会の研修所において計画している研修規模数を遙かに越えているために、皆様にご理解いただけたら何らかの選出ルールの構築が必要であると考えています。本番の受講生の募集は15年1月から3月となる予定であります。

2 基礎研修

平成15年度より開始される特定侵害訴訟代理権を得るための研修を受講する際に必要とされる民法および民事訴訟法に関する基礎知識の習得を目的とした基礎研修がスタートいたしました。全国の9大学（関東：青山学院大学、神奈川大学、慶應義塾大学、中央大学および日本大学、大阪：関西大学および立命館大学、名古屋：愛知大学および名城大学）において、受講生総数約720名の規模で、基礎研修が次々とスタートいたしました。各校の研修においては、出席率が98%以上であり、受講している弁理士の皆様は熱心に勉強されております。研修の主催者側の大学より、受講生の熱意と真剣な態度に大きな評価を受けております。研修所におきましては、日本大学の許可を得て、同学における講義をビデオに収録

し、希望される会員に有料頒布して、大学における基礎研修を受講不可能な方々にも、間接的な受講を可能とするように企画中であります。

3 倫理研修

新弁理士法においては、全会員は平成16年5月までに弁理士倫理研修を1回受講し、その後は5年毎に1回受講する義務があります。日本弁理士クラブの皆様も是非受講願います。

4 義務研修

新弁理士法においては、著作権法、不正競争防止法、仲裁代理、契約代理等にかかる義務研修を、全会員が平成15年1月5日までに受講する義務があります。本年11月末までに残り2回義務研修を行いますので、未受講者は必ず受講願います。また、既受講者におかれては、周囲に未受講者がいる場合には、受講をお勧め願います。

5 先端科学技術研修

本先端科学技術研修が本年4月より開始されました。本年の前期コースとして、慶應義塾大学においてIT技術、早稲田大学においてバイオ技術を、それぞれ全10回の講義として実施いたしました。前記コースについての本研修の受講生募集時には、募集後2日で先着50名の定員を越える希望者があるという盛況ぶりでありました。本年の後期コースは両大学の講義内容を入れ替えて現在実施中であります。講義内容は、日本弁理士会の研修所運営委員と大学の担当講師との綿密な事前打ち合わせによって弁理士に有意義な内容となるようにされております。本年後半には、更に他の大学において講義テーマを拡大する方向で鋭意企画中であります。

6 ITを駆使した研修の実施

研修のIT化を目指して、本会のホームページのトップページにインターネットを利用したIT研修の実行を目指した試行をアップロードしておりますので、ご覧いただきますとともにご意見をお寄せ願います。

終わりに

平成14年度も後半に入ります。更なるご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。